

					法第28条第2項の規定により試験を実施して許可する場合に限る。)。 5 同法第35条の規定により特例販売業の許可をすること。 6 同法第75条第1項の規定により許可の取消し等をする事。 7 薬事師法(昭和35年法律第146号)第8条第3項の規定により免許の取消し等を具申すること。		目の変更等を許可をすること。 6 同法第22条第3項の規定により医薬品等の輸入販売業の許可を更新すること。 7 同法第24条第2項の規定により医薬品販売業(配置販売業に限る。)の許可を更新すること。 8 同法第26条第1項の規定により一般販売業の許可をすること。 9 同法第28条第1項の規定により薬種商販売業の許可をすること(同法第28条第2項の規定により試験を実施して許可する場合を除く。)。 10 同法第30条第1項の規定により配置販売業の許可をすること。 11 同法に基づく医薬品等の製造業、医薬品等の輸入販売業、薬局又は医薬品販売業の休廃止等の届出の受理に関すること。 12 同法に基づく薬局開設の許可の更新、薬局医薬品製
--	--	--	--	--	---	--	---

					造業の許可の更新、医薬品販売業（配置販売業を除く。）の許可の更新、医療用具の販売業又は賃貸業の届出の受理及び医療用具の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理に関する事（地域保健法施行令第1条に規定する市に所在地を有するものに限る。）。
					13 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第9条の規定による試験品を採取させること。
2 毒物及び劇物に関する事。		1 同法第19条第2項の規定により、毒物又は劇物の製剤製造業者等又は販売業の登録の取消しをすること。	1 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験を実施すること。	1 同法第4条第1項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録をすること。 2 同法第4条第4項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録を更新すること。 3 同法第6条の2第1項の規定により特定毒物研究者の許可をすること。 4 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年	